



市内に活動拠点をお持ちの事業者の皆さまへ

# 合理的配慮の提供に関する事業費につき、補助金を交付します

◆問合先 総合福祉センター社会福祉課 ☎79-7151

合理的配慮とは、社会におけるさまざまな障壁により、障がいのあるかたが抱えている生活のしづらさを軽減するための工夫のことをいいます。本市では、合理的配慮の提供の推進に向け、市内事業者に対しその提供に要する費用につき、補助金を交付しています(要事前申請)。

多くの事業者さまに活用いただいています!



このような事業が補助金の対象です

## コミュニケーションツールの作成

- ・音声式または点字式の商品メニュー
- ・会話ボード
- ・チラシ等の音訳 など

上限  
5万円

## 物品の購入

- ・筆談ボード
- ・折りたたみ式スロープ
- ・高さ可動式テーブル
- ・コミュニケーション支援機器 など

上限  
10万円

## 工事の施工

- ・「思いやり駐車場」の設置
- ・手すりの設置
- ・引き戸への改修
- ・点字ブロックの敷設
- ・段差の解消 など

上限  
20万円

◆補助対象者 活動の拠点が市内にある以下の法人等

- 社会福祉法人 ●特定非営利活動法人 ●地域において継続的社会福祉活動を実施している市民団体
- 市内で飲食、物販、医療等不特定多数の者の利用が見込まれる事業者 ●自治会

◆募集期間 令和6年5月1日～令和7年1月31日

詳しくはこちら→

\*令和7年3月31日までに事業を完了する必要があります



～障がいを理由とする差別をなくし、合理的な配慮をしましょう～

障害者差別解消法により、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が禁止されています。また、令和3年の改正により、令和6年4月から事業者による障がいのあるかたへの合理的配慮の提供が義務化されました。

## 「香芝市市政運営検証会議」の報告書

令和5年1月に設置した「香芝市市政運営検証会議」は、平成25年度から令和4年度の市政運営について検証し、課題及び課題の対応策を協議してきました。(現市長は令和2年6月から)

会議では、市民生活に影響があった主な5つの事案について、事案の経緯や原因について検証し、同じような失敗を繰り返さないために、今後どのような姿勢で市政運営にあたるべきかを話し合い、検証会議として報告書を作成し、市長に提出されました。

検証した事案の概要は次の通りです。

案件	概要
公立保育所民営化計画の反故事案	第2次行政改革大綱総括報告に基づく今後の重点取組として保育所民営化が計画されていたが、十分な検討がされないまま計画が中断され財源確保に大きな影響を与えた
防災会議未開催事案	防災対策の核となる「防災計画」について、計画修正の必要性を認識しながら、8年間防災会議が開催されず、防災事務の大幅な停滞となった
市民図書館予算上限8,000万円事案	市民1人あたり約1,000円を目安とし、全事業費8,000万円で図書館運営するよう見直しを行ったことにより、図書の新入が滞ることになった
市民プールの建設大幅遅延事案	総合プール老朽化に伴い、スポーツ公園内にプール施設を建設し令和2年度からは供用開始する計画をしていたが、計画が大幅に遅延したため、建設予算が上振れした
完成度が低い学校施設等長寿命化計画(個別施設計画)策定事案	財政計画を含め今後の児童数推計、地域分布及び文部科学省補助指針等に基づく検討も不十分なまま令和2年3月に香芝市学校施設等長寿命化計画を策定したが、議会からの指摘を受け、長寿命化計画そのものを再検証し、新たに「香芝市学校施設の再編等に関する基本方針」を策定することとなった

詳細な報告書は市ホームページをご覧ください⇒

◆問合先 市役所企画政策課 ☎44-3325

